

三重県水源地域指定に関する基本指針（案）

三重県水源地域保全条例（仮称）の規定に基づく水源地域指定に関する基本的な指針として、次のとおり定める。

1 水源地域の対象

県は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林のうち、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を、水源地域として指定する。

2 水源地域の指定

水源地域の指定の考え方は、次のとおりとする。

（1）市町村森林整備計画で水源涵養機能が高いとされる森林

条例の目的や県民への負担を考慮するとともに、事前届出が必要な地域をわかりやすく示すため、地域森林計画の対象民有林のうち、市町村森林整備計画で示された水源涵養機能が高いとされる森林を含む地域を、大字単位で指定する。

（2）市町から要望があり知事が必要と認めた地域

水源地域は、個々の水源の状況など地域の実情に即して指定する必要があることから、市町から要望があり知事が必要と認めた地域を指定する。
なお、当該項目による水源地域指定は大字単位とする。

※想定される地域例（上記（1）に含まれる地域を除く）

①ダム上流の森林

②公共の用に供する生活用水源上流の森林
（上水道事業および簡易水道事業を原則とする）

③公共の用に供する地下水源の取水地点から一定距離（1kmを目安とする）の範囲。ただし、過去の調査等により地下水採取による取水地点の地下水の水位に影響を与える範囲が明確であれば、その範囲。